

平成4年4月1日版仕様書の適用について

令和4年4月1日版仕様書によるマンホールについては、

- ① 令和4年4月1日以後に見積り依頼する少額随意契約による工事及び委託業務（以降、「工事等」という。）
 - ② 令和4年4月1日以後に公告する堺市建設工事入札参加資格等審査委員会に諮る工事等
 - ③ 令和4年4月1日以後に公告する物品調達等
 - ④ 令和4年4月1日以降に見積り依頼又は公告するその他案件
- 上記記載の案件より適用を必須とする。